

## 豊田市・森の総合サイト「Tomori」情報掲載支援要領

この要領は、市が管理する豊田市・森の総合サイト「Tomori」（以下「サイト」という。）への森林環境教育に関わる講座等（以下「講座等」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 この事業は、市民等が行う森林環境教育活動を支援し、市内の森林環境教育の幅を広げることで、より多くの市民等に森林への理解を促し、健全な森づくりにつなげることを目的とする。

### （対象者）

第2条 支援を受ける対象者は、講座等を主催する団体又は個人（以下「主催者」という。）とする。

2 前項にかかわらず、主催者が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるときは、市は対象から外することができる。

### （掲載対象講座等）

第3条 対象となる講座等は、市民向け又は市内において実施するもののうち、森林の大切さの理解又は森林へ愛着を持つことにつながるものとする。

2 前項にかかわらず、次に掲げる事業については、対象としない。

- (1) 特定の人や団体の利益を専らの目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 暴力団関係者を利する事業
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (5) その他市長が適当でないと認めた事業

### （主催者の責務）

第4条 サイトの掲載及び講座等の実施にあたって、主催者は一切の責任を負う。

### （市の支援）

第5条 市は、主催者に対し、サイトへの掲載・編集の権利を付与し、講座等の発信の支援を行う。

### （サイトへの掲載申請）

第6条 前条の支援を受けるには、主催者は講座等掲載支援申請書兼支援結果通知書を市に提出するものとし、市は内容を審査し、適当と認めるときは、講座等掲載支援を決定し、主催者に通知する。

- 2 主催者は前項の支援決定を受けたら、ユーザー登録、講座等の情報の入力をサイト上で行い、市は内容を確認後、サイト上に公開する。
- 3 掲載された情報は、公開日から起算して半年後に、市は削除できる。

(支援等の取り消し)

第 7 条 市は支援等を承認した主催者又は講座等が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援等の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
- (2) 第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 第 3 条第 1 項の規定に該当しないことが明らかなきとき。

(免責事項)

第 8 条 主催者は、講座等の実施において、危険及び損害の防止に努めるものとし、発生した事故、損害及びその補償等についての責任を負う。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 5 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。